

議案第30号

天理市消防団条例の制定について

天理市消防団条例を次のように制定しようとする。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本市に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
天理市消防団	天理市全域

(定員)

第3条 団員の定員は、312人とする。

(任命)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦により市長が任命し、団長以外の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

(1) 本市に居住する者。ただし、団長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 意志が強く、健康な者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第7条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 所在不明となったとき。

(3) 第4条第1号に規定する資格を失ったとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。この場合において、団長以外の団員の懲戒処分については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(退職)

第8条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者

に願い出て、その許可を受けなければならない。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても自ら水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合においては、団長にあっては市長に、副団長その他の者にあっては、団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、その職の信用を傷つけ、又は消防全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第12条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬)

第13条 団員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の報酬は、毎年度2期に分けて支給する。ただし、年度の中途において団員となった者についてはその任命された日の属する月分から、退職等によりその職を離れた者についてはその退職等の日の属する月分まで、月割計算により支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、費用弁償として当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 水火災による出勤 1回につき3,000円
- (2) 警備による出勤 1回につき2,000円
- (3) 訓練による出勤 1回につき2,000円
- (4) 機械器具点検による出勤 1回につき1,000円
- (5) その他の出勤 1回につき2,000円

2 前項に規定する費用弁償は、その職務に従事した日の属する月の翌月に支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に定める月に支給す

ることができる。

3 団員が公務のために旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

4 前項に規定する費用弁償の支給方法については、天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の適用を受ける職員の例による。
（表彰）

第15条 市長及び団長は、団員がその業務又は職務の遂行について功労が顕著であると認める場合には、これを表彰することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに山辺広域行政事務組合消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例（平成2年4月山辺広域行政事務組合条例第21号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表（第13条、第14条関係）

区分	報酬の年額	費用弁償の額
団長	135,000円	行政職給料表7級の職員の旅費相当額
副団長	100,000円	同上
分団長	73,000円	行政職給料表6級の職員の旅費相当額
副分団長	63,000円	同上
部長	52,000円	行政職給料表4級の職員の旅費相当額
班長	43,000円	同上
団員	41,000円	行政職給料表3級の職員の旅費相当額